児童・生徒と保護者の皆さんへ

今治市の部活動は今後どうなる？
～吹奏楽について～

第7報（令和8年11月）
今治市教育委員会

令和9年度の計画（予定）について

i.i.imabari! ★ i'm into imabari! ★

土日（月３回程度）
各校の部活動として活動する
部活動として教職員（顧問）が指導

平　日
各校の部活動として活動する
部活動として教職員（顧問）が指導

土日（月１回）
部活動地域展開補助事業

合　同	単　独
立花・桜井・朝倉	南　西
大西・菊間	北　郷　近　見
日吉・伯方	玉　川

教職員【兼職兼業】
地域指導者

保護者負担
【楽譜代】【会場使用料】【移動費】
【連盟加盟費】【大会参加費】※登録方法による



令和9年度から「吹奏楽」はこう変わります！

○　平日は、今までどおり、学校部活動として活動します。
○　休日（土または日）は、月に１回、地域指導者を迎え、地域クラブ活動として活動します。他の３回の活動は平日と同じように部活動として活動します。
○　令和９年度の休日（月に１回）は、上記図の合同または単独で活動する予定です。年度初めの部員数によって、合同が変更になることがあります。
○　大会への出場方法については、令和９年度の各合同または単独の部員数により決定します。
○　月に１回の地域クラブ活動を合同で行う等移動を伴う場合、会場までは保護者送迎での参加をお願いします。地域クラブ活動への参加は自由です。合同で行う場合の活動場所は、合同のいずれかの学校です。

さらに詳しく知りたい！

○ 指導者はどうなるの？

平日は、各学校の吹奏楽部の顧問が指導します。休日は、地域の指導者を迎え、兼職兼業申請を行った顧問と一緒に指導に当たる予定です。地域クラブ活動の人数や予算により、指導者の人数も変わってくるため、現在調整中です。

○ お金はかかるの？

現在の部活動においても毎月部費といった形で諸経費を集金していると思われます。地域クラブ活動においては、令和９年度は、指導者の謝金について部活動地域展開補助事業から補助を受ける予定です。保護者負担となるのは、それ以外の移動費（島しょ部）、楽譜代などです。学校の施設を利用する場合は無償で利用できますが、学校以外の公共施設を借りた場合は、会場費が必要になります。また、コンクールに地域クラブ活動として出場することになれば、別途、吹奏楽連盟への加盟費や大会参加費が必要となります。

○ 練習場所はどうなるの？

吹奏楽は、学校の楽器を使用するため、活動場所は学校です。合同内のいずれかの学校または単独校で練習を行います。

○ 送迎は必要になるの？

近隣の学校での練習の場合、自転車での移動も不可能ではありませんが、吹奏楽の場合、使用する楽器も運搬しなくはならないため、保護者の送迎が必要です。

○ 吹奏楽コンクールやアンサンブルコンテストには出場できるの？

出場できます。①各校の部活動として出場、②各校の部活動の合同チームとして出場、③地域クラブ活動として出場の３パターンがあります。なお、愛媛県吹奏楽連盟への加盟登録の方法が変わってくるため、どのような形で出場するかは、年度初めの部員数等を考慮して決定します。

※　吹奏楽は、加盟登録（出場方法）によって加盟費や大会参加費が変わります。詳しくは、来年度の保護者説明会などで説明します。



今後について

本市では、令和 10 年度末には休日の部活動地域展開を完了させることを目標としています。吹奏楽においても令和９年度の活動を見直し、合同の再編や練習の在り方、地域クラブ活動の活動回数などの見直しを行う予定です。

今後も部活動の意義や目的を尊重した部活動の地域展開を目指して取り組んでまいります。ご理解とご協力をよろしくお願いします。

地域クラブ活動は、学校で加入している日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象外となるため、活動中のけが等に備え、各地域クラブ活動でスポーツ活動に対応した傷害保険等へ加入してください。